別表三の二付表の記載要領第１号中「場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。第８号において「平成22年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が同法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合」を加え、同第11号中「令第９条の２第１項第３号」を「別表四の二付表「12」の欄に金額の記載がある場合又は当該連結事業年度（平成22年９月30日以前の期間に限る。）に法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第９条の２第１項第３号」に、「当該金額」を「これらの金額」に、「「個別留保所得金額（別表四の二付表「47の②」）(1)」」を「「個別留保所得金額（別表四の二付表「50の②」）(1)」」に改め、同第13号中「（法第２条第12号の７の５（定義）に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。）」を削り、同第五号中「第２条第18号の３」の次に「（定義）」を加え、同第六号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額　(6)」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額(6)」」に、「収入すべき金額を」を「法人税の減少額として帰せられる金額を」に改め、同第七号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額　(7)」」を「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として帰せられる金額　(7)」」に、「支出すべき金額を」を「法人税の負担額として帰せられる金額を」に改め、同第八号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第68条の14第５項」を「若しくは第68条の14第５項」に改め、「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」の次に「平成22年改正法附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同号(2)中「「住民税額（(8)と(11)のうち多い金額）×20.7%　(12)」」を「「住民税額（(8)又は(11)のいずれか多い金額）×20.7%　(12)」」に改める。

別表四の表を次のように改める。